

令和4年度 女性創業アドバイザー設置事業募集要領

1 募集内容、募集区分等

(1)募集職種等

女性創業アドバイザー 2名程度

(2)活動内容等

地域経済の活力を高めるために、岐阜県内の女性の積極的な参画と活用が必要であることから、女性の創業等に係る相談対応を行います。

2 資格要件等

◎次の資格要件の全てを満たすこと

- (1)コミュニケーション能力に優れ、女性の創業に係る支援に熱意があり、親身に対応できる方
- (2)自家用車を運転して岐阜県内の企業等を訪問し、業務遂行が可能な方
- (3)パソコン（Excel、Word）、インターネット、メールを活用して業務遂行が可能な方

●次に該当する方は応募できません。

- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 選定方法

- ・一次審査（書面審査）及び二次審査（面接審査）により、採用を決定します。
- ・一次審査（書面審査）の結果は、文書にて連絡を行います。
- ・二次審査（面接審査）は、令和4年4月下旬に行う予定です。
（旅費等は自己負担となります。）
- ・二次審査（面接審査）の日時及び場所等は、一次審査の結果連絡時にお知らせします。
- ・二次審査の結果通知は4月末日になります。

4 委嘱条件

- (1)報酬 日額：22,000円
 - ・その他の手当の支給はありません
 - ・報酬の計算期間は、毎月末日までの期間とし、翌月21日に支給します。
- (2)勤務日 1～2日／月で勤務日を指定します。
- (3)勤務時間 9：30～16：00 （休憩時間 12：00～13：00）
- (4)委嘱期間 令和4年5月9日（予定）から令和5年1月31日まで
- (5)勤務場所 岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
- (6)旅費 出張時における旅費は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターの規定

に基づき別途支給

5 応募手続き及び受付期間

(1)応募手続き

「履歴書」及び「小論文」を下記送付先に郵送（簡易書留）してください。

ア「履歴書」

- ・必要事項を履歴書に記入し、写真貼付欄に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦4cm×横3cm）を貼付してください。
- ・書式は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

イ「小論文」

以下の項目を中心に1200字以内で記したもの

- ・あなたが考える女性への創業支援のあり方について
- ・あなたがこれまでの経歴、実績に基づいてできる創業支援について（A4判縦方向・横書き 題名その他は自由）
- ・冒頭に表題・氏名及び「女性創業アドバイザー」と記入してください。

(2)応募書類受付期間

令和4年3月24日（木）から令和4年4月11日（月）17:00まで【必着】
なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3)応募書類送付先・問い合わせ先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
産業振興部総合支援課 小林

〒500-8505 岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階
電話：058-277-1079